

役員報酬規定

昭和48年4月1日制定
昭和51年12月1日改定
平成5年9月18日改定

第1条 この規程は、財団法人 日本ユースホステル協会役員（以下役員という）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 役員報酬は、常勤の役員に支給する。

第3条 役員報酬の支給方法は、職員給与規定を準用する。

第4条 役員報酬年額は、次のとおりとする。
年額1300万円を限度とし理事会において決定する。

第5条 役員が、任期の中途において就任または退任した場合の報酬支給については、理事会において決定する。

第6条 この規程に定めない事項は、理事会において決定する。

附 則 この規程は、平成5年9月18日から適用する。

役員退職手当内規

第1条 本規程は、財団法人日本ユースホステル協会の役員の退職手当について、必要な事項を定めるものである。

第2条 本規程は、常勤する理事に適用する。

第3条 退職手当額は、第4条の支給基準を限度に理事会で決定する。

第4条 退職手当の支給基準額は、次の方法により算出したものとする。

(1) 退職手当の額 = 月額役員報酬 × 8/100 × 役員在職月数

(2) 役員在職月数は、役員就任の日から退職の日までの期間について在任期間とし、1ヵ月未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。

(3) 役員が任期満了の翌日に再任されたときは引き続き在任したものとみなす。

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除して、その残額を直接本人に支給する。

第6条 この内規に定めない事項は、理事会において決定する。